

**第 3 回 南 庄 内 合 併 協 議 会
議 会 議 員 定 数 等 検 討 小 委 員 会
会 議 会 議 録**

期 日 ： 平 成 1 7 年 4 月 2 8 日 (木)

会 場 ： 鶴 岡 市 役 所

第3回南庄内合併協議会議会議員定数等検討小委員会 会議録

日 時 平成17年4月28日(木)午後1時30分～

会 場 鶴岡市議会 特別委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協 議
 - (1) 議会運営関連の検討事項について
 - (2) その他
- 4 閉 会

出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員	櫛引町議会議長	菅原 元
副委員長	藤島町議会議長	齋藤 久	委 員	櫛引町議会議員	安野 良明
委 員	鶴岡市議会議員	斎藤 助夫	委 員	朝日村議会議長	進藤 篤
委 員	鶴岡市議会議員	本城 昭一	委 員	朝日村議会議員	井上 時夫
委 員	藤島町議会議員	押井 喜一	委 員	温海町議会議長	佐藤甚一郎
委 員	羽黒町議会議長	山口 猛	委 員	温海町議会議員	本間 義弥
委 員	羽黒町議会議員	富樫 栄一			

欠席委員 なし

出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
総務部会	副部会長	板垣 隆一	総務部会	部会員	渋谷 俊美
	議会・監査分科会長	山口 朗		部会員	難波 寛
	部会員	・橋 忠美		部会員	本間 節子
	部会員	榎本 光男			

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局次長	佐藤 智志	調査計画主査	渡部 洋一
総務課長	石塚 治人	調査計画主査	鈴木金右工門
調査計画主幹	斎藤 雅文	調査計画主査	本間 光夫
総務課長代理	永壽 祥司	調査計画係長	柳生 晃
総務主査	今野 勝吉	主事	伊藤 弘治
総務主査	吉住 光正		

1 開 会（午後1時30分）

○石塚治人事務局総務課長 それでは、定刻でございますので、ただ今から第3回の議会議員定数等検討小委員会を開会させていただきます。

2 委員長あいさつ

○石塚治人事務局総務課長 初めに、榎本委員長にごあいさつをお願いいたします。

○榎本政規委員長 一言ごあいさつ申し上げます。

なお、冒頭であります。藤島町の齋藤議長さんからは遅参の届け出、鶴岡市の齋藤副議長からも同じく遅参の届け出、それから羽黒町の山口議長さんからは早退の申し出がありましたので、委員長においてこれを了承しておりますので、ご承知おき願いたいと思います。

本日は、新年度になりまして何かとお忙しい中、総会シーズンでもあったかなと思いますけれども、各町村の議長さん、副議長さん、そして特別委員の皆さん、お集まりをいただきましたことに心より感謝申し上げます。先に合併協議会に対して新市の議会運営については、各市町村の議長、副議長、特別委員で構成をしております議員定数等検討小委員会において、新たな議会運営についての検討をさせていただきたいという申し入れをしまして、これを合併協議会のほうから了承を得ておりますから、合併まで残された期日半年間しかございませんので、各町村の議員の皆さんも新市の議会運営がどのような形になるのか、非常に関心事であろうと思いますし、各議長さん、副議長さんから本日新市の議会の運営について検討をいただき、場合によっては各市町村議会にお持ち帰りをいただいて、検討を重ねた上で改めて委員会を開催して、新しい議会の運営のルールについて、一定の理解の下に原案をつくってまいりたいと、そう思っておりますので、説明を受けた後、皆さんから忌憚のないご意見をいただきながら、新しい市の議会の運営に支障のないように進めてまいりたいと思いますので、よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○石塚治人事務局総務課長 ありがとうございます。

それでは、協議に入らせていただきますが、委員長に会議の議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3 協 議

（1）議会運営関連の検討事項について

○榎本政規委員長 それでは、これから協議に入ります。

協議題、（1）議会運営関連の検討事項について説明を求めます。

合併協議会総務部会副部会長、鶴岡市議会事務局長。

○板垣隆一総務部会副部会長 合併協議会総務部会の副部会長で鶴岡市の議会事務局長でございます板垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから前段まず説明をさせていただきますが、最初資料の1をご覧いただきたいと思います。議会運営関係の事業調整項目は、資料1のとおりでございまして、事務事業一覧表に記載してあります1ページから3ページまでの34事務事業ということになっております。そのうち1番目の管理番号001、議員定数及び任期につきましては、既に調整済みでございますけれども、残り33項目につきましては調整時期を合併までとしておりますことから、これらにつきましては今回ご協議をお願いしたいというものでございます。この中には事務レベルで調整可能な項目も幾つかあるようですので、ご協議をお願いしたい事務事業の具体的項目は後ほど申し上げますけれども、その前にこれまで合併協議会や議会分科会で検討されてまいりました内容の概略につきまして、前段ご説明を申し上げたいというふうに思っております。

それで、お手元の資料ナンバー1別綴になっておりますが、行政現況調査票調整項目リストの資料をひとつご覧いただきたいというふうに思います。9ページにわたる資料ですので、こちらをお願いしたいと思いますが、その中の002、常任委員会の設置につきましては、調整内容は新たな議員定数を基本に調整していくというところでありまして、実施日を11月の臨時会としておりますが、これにつきましては後ほど案を申し上げたいというふうに思っております。

それから、議会運営委員会の運営ですが、委員構成は新たな議員定数を基本に調整をする、また運営につきましては当面鶴岡市の制度を適用するとしてありまして、実施日を11月の臨時会としてございます。

特別委員会の設置につきましては、予算、決算特別委員会については従来どおりとしまして、その他の特別委員会につきましては地域性等を考慮しながら調整をされているものでございまして、これにつきましては、実施日は臨時会以降最初の特別委員会というふうになります。

次のページ、2ページになります。全員協議会の開催でございますが、これにつきましては調整内容を鶴岡市の例を基本に調整するというようにしてありまして、臨時会以降必要に応じて実施をしていくということでございます。

次の会派及び政党の構成ですが、会派制を採用している市町としていない町村があるといったようなことから、鶴岡市の例を基本に調整するというところで、会派制を前提に調整するとしてございます。これにつきましては、ことしの10月以降新しい議員さんが選出された後に、速やかに取りかかる必要があるというふうに思っているところでございます。

次の総括質問ですが、総括質問を実施している市町としていない町村があるということございまして、これにつきましては鶴岡市の例を基本に調整を図っていくということでございます。これは、新しい議会が設置になりまして最初の定例会、12月定例会に間に合うように段取りが必要ということでございます。

次の一般質問でございますが、新たな議員定数により持ち時間等の調整を行うということございまして、これも総括質問と同様最初の定例会までということでございます。

なお、ただ今申し上げました会派の関係、それから総括質問、さらには一般質問の関係につきましては、後ほど調整案を申し上げたいというふうに思います。

3ページになります。請願、陳情の取扱い、それから意見書の取扱い、もう一つ会議録につきましては、それぞれ全市町村共通でございまして、鶴岡市の例を基本に調整するとしてございまして、実施はいずれも11月の臨時会以降でございまして。

それから、議会だよりでございまして、議会だよりの発行につきましては各市町村それぞれ実施をしております、引き続き合併後も発行するという事でございまして、内容につきましては新たな編集委員会で決定をするということで、実施日は11月の臨時会以降としているものでございまして。

次、4ページになります。議会の傍聴でございまして、議会の傍聴につきましては各市町村共通に実施をしております。それと関連しまして議会中継の件がございまして、議会中継につきましては、システム等の検討を行うなど実施の方向で調整をするとしております。この件につきましては、後ほど合併移行経費のところの内容についてご説明を申し上げたいというふうに思います。

それから、議員報酬等でございまして、これにつきましては新たな議員定数や財政、類似都市の状況等を総合的に勘案の上調整をするということで、実施日は10月でございまして。

それから、費用弁償ですが、この費用弁償というのは、本会議や常任委員会へ議員が出席した場合の車賃でございまして、これにつきましては、対象が議員さんだけではないので、支払いの根拠となります条例等の調整結果に従うということにしてあるものでございまして。

次の政務調査費ですが、これは新たな議員定数や財政、類似都市の状況等を総合的に勘案の上調整をするということでございまして、11月の臨時会、または12月の定例会以降としておるものでございまして。

なお、014の議員報酬等、それから016の政務調査費につきましても、調整案を後ほどご説明申し上げます。

5ページでございまして、017の他市町村への行政視察でございまして、これは、常任委員会や議会運営委員会等の視察を指しておりますが、全市町村共通であるが財政面等の検討も踏まえて調整をするとしてございまして。

次の中央省庁重要事業要望でございまして、これにつきましては新たな体制の中で実施の有無を含め検討するという事でございまして。

次の事務局体制につきましては、新たな議員定数に応じ、類似都市の実態等も勘案しながら、調整をするとしてあるものでありまして、調整をしました事務局設置条例を改選後最初の臨時会に提出をするものでございまして。

それから、議長等の日程調整は事務的事項です。

次の6ページになりますが、021の附属機関、審議会等への委員選出でございまして、法の規定によるものを除きまして、選出の有無を含め、新たな議会体制で検討するという事で、11月の臨時会以降が実施日でございまして。

次の各種懇談会でございまして、これは元議員懇談会とか、それから他の町村議会議員との懇談会、こういった形の懇談会を指しておりますが、これらにつきましては新たな議会体制で検討するという事にしてあるものでございまして。

それから、議員共済につきましては事務的事項です。

それから、慶弔関係でございまして、慶弔関係につきましては、原則としまして鶴

岡市の例によるが、町村における独自性も考慮して調整を図るということでございまして、この件につきましても後ほど調整案を申し上げたいというふうに思っております。

それから、次の7ページの文書管理から最後の034の市政概要発行業務までにつきましては、記載のとおりでありましていずれも事務レベルの事務的事項でございます。

以上、33項目について申し上げましたけれども、このうち重要な項目と思われるものを資料2として準備をしてあります。資料2をご覧いただきたいと思いますが、この資料2の7項目につきまして調整内容をこれからご説明申し上げまして、ご協議をいただきたいというふうに思います。それ以外につきましては、この場で協議をしなくとも事務レベルで調整可能な項目というふうに思いますので、議会分科会で検討し、調整をしてまいりたいというふうに考えているところでございますけれども、これらにつきましてもしご意見等ございましたら、後ほどお願いいたしたいと思っております。

それでは、引き続き資料の2と、それから関連します3につきまして、今度議会分科会長のほうからご説明をさせていただきます。

○櫻本政規委員長 議会分科会長、鶴岡市議会事務局次長。

○山口 朗議会・監査分科会長 山口と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、引き続きご説明をさせていただきます。ただ今局長がご説明いたしました項目のうち、事務レベルで調整可能なもの以外で、合併に向け議員の皆さん方の具体的な検討が必要と思われる重要事項につきまして、議会分科会で選別し、新市議会へ申し送る原案といたしまして、具体的な調整内容をまとめたものが資料2の7項目でありまして、最終的には合併までに本小委員会の協議を経て決定されるものでございます。

それでは、1項目ごとにご説明をさせていただきます。002、常任委員会の設置についてであります。これまでの調整内容は新たな議員定数を基本に調整するとしておりますが、具体的な原案といたしましては、まず常任委員会の設置数は現在の鶴岡市の例を基準とすることとして四つとするものであります。その理由といたしまして、1点目、当初38人という議員定数から、1委員会当たりの委員数が9名ないし10名と、10名以内となり適当である。2点目は、全国の設置状況であります。それから、3点目は議会、委員会の日程であります。委員会における説明員につきまして、新たに五つの支所から支所長さんほか幹部職員が説明員に加わるということが想定されることから、例えば町村の総務、企画部門では、観光業務を担当しているというところが多いということなど、所管委員会が重複する場合が想定されます。そうしたことから、当面は1日1委員会とするのが適当であると考えられるため、仮に設置数を五つにした場合、会期が延長され、全体の日程等、他の日程等に支障を来すおそれがあるということなどでございます。なお、常任委員会の名称、委員定数等、委員会に関することにつきましては、委員会条例で規定をするということになります。

次に、下の2ですが、常任委員会の具体的運営内容でありますけれども、合併後当面は、先ほどご説明しましたとおり1日1委員会とし、第1委員会室を使用するという

ものでございます。町村議会におかれましては鶴岡市の議会棟内部はおわかりにならないという方が多いかと思いますが、議員全員が入ります本会議場とこの特別委員会室のほか、常任委員会用の第1、第2委員会室がございまして、現在は1日当たり2委員会を同時に開催をしております。合併後は、説明員の増加により入り切れなくなるということがはっきりしておりますので、入替制といたしまして第2委員会室を控え室とするものでございます。なお、この委員会終了後に、委員の皆さん方からそちらのほうも実際にご覧をいただきたいというふうに思います。

次に、めくっていただきまして、006、会派及び政党構成であります。調整内容は鶴岡市の例を基本に調整するとしております。現在鶴岡市議会では、申し合わせ事項といたしまして3人以上を会派として認めているものでございますが、議員定数が増加することも踏まえまして、合併後も同様に3人以上とするものでございます。

次に、007、総括質問（総括質疑）でありますけれども、調整内容は鶴岡市の例を基本に調整するとしておりますが、現在の状況は、申し合わせ事項により会派及び構成員2名の準会派に認められておまして、持ち時間は1会派当たり平等割としての20分に、正副議長を除いた会派等所属人数掛ける1人当たり5分を加算したものでありまして、質問者は2名までとしているものでございます。なお、毎定例会初日に行っておりますが、現在の会議時間の午後4時までには終了するというふうに計算されたものでございます。合併後は、これまでの本市の例によれば、会派及び準会派が増加した場合、会議時間を延長しても1日で終わらないということが想定されるため、新市議会での持ち時間等の検討が必要であるとしたものでございます。そうしたことから、合併前の原案策定というのは困難であり、合併後の選挙及び会派構成の結果を待って決定されるものでございます。

次に、めくっていただきまして008、一般質問であります。調整内容は新たな議員定数により持ち時間等の調整を行うということでございますが、現在は申し合わせ事項によりまして、会派持ち時間制で順番は会派の輪番制、持ち時間は正副議長を除いた会派等人数掛ける30分としております。なお、日程は原則として3日間としているものでございます。合併後は、これまでの鶴岡市の例によれば、資料の計算式により3.6日必要ということになります。全国的な傾向として一般質問は3日間の市が多く、議会日程全体への影響を考慮しまして、従来どおり3日間で終了するため、会議時間を延長するというものでございます。このため、現在会議規則の中の会議時間に関する規定の見直しを行っているところでございます。なお、総括質問同様、新市議会におきまして、持ち時間及び順番についての検討も必要になるというものでございます。

次に、014、議員報酬等であります。調整内容は新たな議員定数などから勘案し、調整するとしております。昨年12月に結ばれました合併協定の特別職の身分の取扱いの中で、特別職の報酬の額等については6市町村の長が別に協議して定めるとしてあり、今後市町村長の協議を踏まえて対応されるというものでございます。なお、参考にですが、現在の本市の特別職の給与条例本則で定める報酬額は、議長51万円、副議長47万円、議員44万5,000円でございますが、本市の財政状況等にかんがみ、議員発議で今月から期限を定めましてそれぞれ5,000円減額をしているという状況でございます。

次に、めくっていただきまして016、政務調査費であります。調整内容は議員報酬等と同様であります。合併までに合併協議会小委員会における議員の方々の協議を基に市町村長が定めるとするものでございます。なお、現在の本市では、政務調査費の交付に関する条例、規則によりまして、準会派を含む政務調査費交付上の会派及び会派に所属しない議員を対象といたしまして、1人月額2万円を年2回に分けて交付をしておりますが、各町村及び類似都市の状況は資料のとおりでございます。

次に、024、慶弔関係であります。調整内容は原則として鶴岡市の例によるが、町村における独自性も考慮して調整するというところでございます。鶴岡市の状況は資料に記載のとおり、慶弔規程によりまして死亡弔慰、傷病見舞、災害見舞等について対応しております。各町村の状況につきましては、本年2月に調査をさせていただきましたが、給付事由のほとんどは、本市も含めまして、元議員の方への死亡弔慰でありましたし、その給付内容もほぼ同様でございました。そこで、6市町村の合併後の元議員数についての推計を行ったところ、およそ250名ということになりまして、現在の本市の元議員数の約5倍ということではあります。そうした数字などを基に必要な経費を算定しましたところ、現在の慶弔規程を適用してもある程度の予算を確保することで対応できるというふうな判断ができますので、給付等は現在の鶴岡市議会慶弔規程を適用するというものでございます。

次に、この資料の一番最初にございましたレジユメに相当する裏表印刷の1枚の議会運営関連の検討事項についてをご覧くださいと思います。網かけになっておりまして、今1番が終わりまして、今度2番、合併移行経費に係る準備について（ハード関係）というところをご覧くださいと思います。この件につきましては、別添の資料はございません。議会関係の合併移行経費のうち、合併前から準備が必要な(1)、(2)、(3)、下記工事につきましては補正予算を予定しているものでございまして、1の議場等音響装置設備等改修工事につきましては、設置後24年を経過しております市庁舎、老朽化の著しい本市議場及び委員会室等の音響設備、それからカーペットの一部を更新すると。合わせまして、新市議員定数38人に対応するための議席等の整備を行うものでございます。

2の議会中継システム設置工事につきましては、広域合併に対応した議会中継を行うために必要な所要の設備整備を行うものでございます。新市における議会中継につきましては、基本的な考えといたしまして、これまで当面現状を維持するというを基本に進めたいと考えております。具体的には、本庁及び五つの支所に議会中継に必要な機器を整備いたしまして、本庁と五つの支所に本会議の中継を行いますとともに、これまで同様櫛引町についてはケーブルテレビ加入施設、世帯等を加えた範囲、藤島町、温海町につきましては、既存のネットワークによります公民館等施設とインターネットによる住民の皆さんへの配信を可能にするというものでございます。羽黒町と朝日村につきましては新規に行うということになるわけですが、テレビモニターにつきましては既存のものをご活用いただくということをお願いをしたいというふうに考えております。

それから、3のその他各種備品の整備につきましては、議員増員に伴う会派控え室の整備等に関するものでございます。

これらの総経費は約4,000万円を見込んでおりますが、財源といたしまして有

利な合併推進債の活用を検討しているということもございまして、今後財政担当のほうと協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

このレジュメを裏返していただきまして、3、合併に係る例規原案の作成についてということで、資料の3、別紙横書きの資料でございますが、資料3をご覧くださいと思います。議会関係の例規につきましても、現時点では22ほどありますが、一昨年度から議会分科会において検討してまいりまして、その結果資料に記載のとおり12に絞りまして、調整方針としては鶴岡の例規をベースに作成するというふうにしているものでございます。例規の説明の前に表の項目の説明でございますが、例規名の右にある施行区分は合併日に即時に行うか、合併後漸次に行うかの区分でありまして、その隣に提案議会及び提出、制定者というふうに記載をしております。

まず、1の定例会の回数に関する条例及び2の招集に関する規則であります。これは長の権限であるということから、条例については市長職務執行者が専決処分を行い、11月に想定される臨時会初議会に報告するというものでございます。

次に、3の会議規則、4、委員会条例、6、事務局設置条例につきましては、議会の構成に関する基本的な例規ということで、議員発議で初議会に提案されるというものでございます。

10の政務調査費の交付に関する条例につきましては、11月から交付するか、12月から交付するかによって提案議会も変わるものでありますし、提案権は市長と議員の両方にあるというもので、どちらが提出されるかは、その交付開始月を含めまして今後御検討いただくということになります。11の同条例施行規則につきましては、条例可決後に市長により制定されるというものであります。

そのほか規則、規程等については、その後漸次議長において制定されるということでございます。

なお、議会議員定数条例につきましては、地方自治法の規定によりまして合併当初の制定は不要であります。

こうした例規の原案作成につきましては、現在鶴岡市の議会事務局と市の法令担当課において検討しておりますが、この機会に字句の修正や議案提出に必要な議員数、先ほどご説明をいたしました会議時間の延長などにつきまして、見直しを行っているところであります。また、議会運営に不可欠な申し合わせ事項の見直し、原案の作成につきましても、会議規則や委員会条例と密接に関連するということから、合わせて検討をしておりますし、先例集についても合併までに編集をしたいというふうに考えております。各例規等は、三十数項目にわたる事務事業調整と密接に関連するものでありますので、今後本市での原案がまとまり次第、議会分科会で確認をしていただき、最終的には事務事業調整項目と合わせまして、本小委員会のご承認をいただきたいというふうに考えております。

説明は以上でありますので、よろしく願いいたします。

○櫻本政規委員長 ただ今の説明に対してご質問、ご意見等ありましたら、お願いをいたします。

なお、協議時間をおおむねこれから1時間程度としたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本問委員。

○**本問義弥委員** 温海の本問ですけれども、ちょっと確認をしておきたいと思いますが、合併事務事業調整調書の007のところでありますけれども、総括質問、それからその次の008の一般質問、これらの持ち時間の中に答弁を含む持ち時間なのか、これを確認したいと思います。

それから、整理番号の015 - 016、政務調査費でありますけれども、各市町村ごとに大分違いがあるわけでありまして、やはり住民に適切な説明のできるものでなければならないのではないかなというふうには考えているところでありますし、そのように我々もやってきたわけでありまして、各市町村の政務調査費の執行に当たっての申し合わせ事項等があるかと思いますが、これらを一覧表にして提示をしていただければ大変ありがたいと思います。

それから、次のページの慶弔関係でありますけれども、これについて鶴岡市、我が町から見れば非常にいいなというふうに思っているわけでありまして、ただ交際費の適正な使途といえますか、そういうことが非常に住民の皆さん方神経をとがらせている昨今でもございますし、これらもう少し検討を要するのではないかなというふうに思っております。例えば温海の場合は、本人の場合は花輪と3万円、それから元議員の場合、OBの方でありますけれども、これらは花輪の場合は町と連名でほかに2万円というようなことで定めておまして、そのほかのものに対しましては議員互助会で対応を図っているわけでありまして、その辺のところももう少し検討の余地があるのではないかなというふうに思っておりますし、これらについても各市町村ごと、そういう一覧表を提示をしていただければ大変ありがたいと思います。

次に、最後でありますけれども、議会運営関係の検討事項の2番目の(2)、議会中継システム設置工事、これ先ほど説明あったわけでありまして、これらについても我々説明用に資料を作成して、提示をしていただければ大変ありがたいと思いますが、以上でございます。

○**榎本政規委員長** 分科会長。

○**山口 朗議会・監査分科会長** それでは、順次お答えいたします。

まず、007と008の総括質問と一般質問の持ち時間でありまして、これは鶴岡市の場合は答弁時間を含めての時間でございます。

次に、016、政務調査費、条例、規則は当然あるわけですが、実際の支出基準ということでありますが、そういったものについては当然市のほうでも定めておりますけれども、今委員さんのお話ですと町村のものも皆集約して取りまとめてほしいというお話でありましたので、早速検討したいと思います。

それから、次に慶弔関係であります、交際費の執行ということで慎重に検討すべきだということでございます。やはり状況について検討すべきということでございますが、実は先ほどちょっとご説明の中で2月にこちらで調査させていただきました資料がございますので、これにつきましてはすぐ提出できるという状況でございます。

それから、最後の議会中継システムに関しての現状の資料の提出ということ…。

○**本間義弥委員** 先ほどの説明した内容を資料に提示していただければありがたいのですが。

○**山口 朗議会・監査分科会長** では、そのようにご説明した内容をわかりやすくペーパーにして、資料にしてご提示したいというように思います。

○**榎本政規委員長** よろしいですか。慶弔関係と議会中継システムと政務調査費の各町村のは、今現在提出できますか、次回になりますか。

○**山口 朗議会・監査分科会長** 先ほど申し上げましたが、慶弔関係は既に調査済みでよろしいんですが、その他につきましてはこれから連絡を取り合って取りまとめたいと思います。

○**榎本政規委員長** じゃ、暫時休憩してその慶弔だけの資料をもし配付できれば、できますか。後でいいですか。

○**本間義弥委員** 後でもいいです。

○**榎本政規委員長** じゃ、後でいいということで、次回まで並びにもしこの会議中に配付できるようでしたら手配願えれば。

○**本間義弥委員** 後でもいいわけでありませうけれども、これから特別委員会を開催をしながら、いろいろ議員の皆さん方の意見も聞いてみたいと思いますし、後で事務局を通しながら、ファクスで送ってもらっても結構でありますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○**榎本政規委員長** 今手配できれば、慶弔関係だけは手配いたしますし、その他の各議会で必要な資料については送付するように取り計らいたと思います。
佐藤委員。

○**佐藤甚一郎委員** これはごく常識的だと言えはそれまでの話ですが、定例会の開催の年間の回数、これは通常4回というふうに理解はされるわけですが、これらについてはそれを変更するとか、あるいはそれ以下にする、以上にする、こういうような審議経過というのがありますか。

それともう一つは、会派にかかわる条例と言いますか、これを規定している条例、規則、こういうものがあると思うんです。それは、例えばの話ですが、準会派というような文言も出てまいります。この準会派というのはどういう場合に準会派となるのか、その辺の条例上の決まり、それから規則、これらの規定などがきちんとされているのかどうなのか、あるいは1人会派というのはその扱いもきちんとされているのかどうなのか、その二つです。

○榎本政規委員長 分科会長。

○山口 朗議会・監査分科会長 まず、定例会の開催でありますけれども、従前は4回ということであったわけですが、自治法が改正されまして条例で定めることができるということで、そういう回数の規定は法上はなくなりまして、あと各自治体で決定するというものでございます。ですから、これにつきましては今後そういう検討がもし持たれるとすれば、その検討の場で検討されるということになるかと思えます。

それから、会派の規定であります。会派につきましては、いわゆる法の規定というのではなくて、あくまで任意のものであります。鶴岡の場合は、申し合わせ事項の中で規定しておりまして、今委員さんお話ありました準会派あるいは1人会派というようなことにつきましては、特別な規定はございません。基本的に会派の認識はあるわけですが、鶴岡の場合は3人以上が会派ということでこれまで来ておりまして、3人に満たないお二人あるいはお一人ということにつきましては、それぞれそのときの議会の中でその取扱いを決定しているということでありまして、準会派という言葉も特別規定されているというものではございません。

以上です。

○榎本政規委員長 佐藤委員。

○佐藤甚一郎委員 定例会のことについては、いささか唐突な感じもしなくもないわけですが、これらについてもあらかじめやっぱり議会としても新市になるわけですから、一応のこれだけやるというようなところは、やはり明確にすべきだろうというふうに思います。

それから、会派のことについては、条例、規則というものではないと。これは、あくまで議員の申し合わせということになる。これは、私ども会派制ないものですから、余計わからないわけですが、例えば1人会派というのがいっぱい出てきたと、こういうことに仮になったりすると、これらの扱いというのは非常に難しいことになるんだろうと。今のほかの市なんかの話、あるいは報道なんかによると、会派に所属しない、そういう議員があると。そういうような傾向も一つ今地方議会の中ではあるんだというようなことを踏まえて考えれば、やはりそこにはあくまで個人の自由意思というものが最優先をされるのだろうというふうには思いますが、申し合わせというものが実際の運用の段階でどのようになっておりますか、ほとんどそのことについて知りませんので、ひとつご説明をいただければありがたいと思います。

○榎本政規委員長 分科会長。

○山口 朗議会・監査分科会長 ただ今のご質問ですが、いわゆる会派の認識については先ほど申し上げましたとおりで、あとは先ほどの繰り返しになりますけれども、改選後の会派構成によってその申し合わせ事項が確認されてきておりますので、これからの課題につきましては、今のいわゆる申し合わせ事項につきましても、市のものを

ベースにして検討するということでありますので、そういった検討につきましては、新市でまた新たな改選後の議員さん方、あるいはその会派の中で検討されるということになるものかと思いますが。

○**榎本政規委員長** 佐藤委員。

○**佐藤甚一郎委員** わかりました。つけ加えてですが、これのみならず、申し合わせみたいな、いわゆる慣例集と言いますか、慣例に基づくもの、あるいは常識的に考えられるもの、そうしたものの申し合わせ、こうしたものがやっぱりあるんだらうというふうに思うんです。それらも鶴岡市の例によるというふうになっていますから、あればそういうものも見せていただければありがたいと。

○**榎本政規委員長** 分科会長。

○**山口 朗議会・監査分科会長** ただ今の件につきましては、先ほどもちょっと例規のところでご説明いたしました、会議規則、委員会条例と合わせて、実際に議会運営にとって申し合わせあるいは先例というものは非常に大事なものでございますので、ただ今見直しをいろいろ合わせて行っておりまして、そういったもののたたき台ができましたら、分科会のほうにまず提示して、さらに委員の皆さん方にご提示したいというふうに思います。

○**榎本政規委員長** なお、申し合わせは、先ほど説明あったとおり新しい議員が決まらないと、その中で申し合わせ事項を決定していくわけですけれども、現在運用されている申し合わせ事項について、各市町村議会に鶴岡市の申し合わせ事項を配付願えれば、後でいいと思いますけれども。

会派については、原則的に市議会は会派制を採っておりまして、今現在会派と言われるのが2会派しかございません。2会派では議員28人中半数以上おるんですけれども、それでも議会運営は非常に難しいということで、準会派という言葉はないんですけれども、たまたま2人は準会派ということにしております。あと1人は全くの無会派ということで、会派という形は採っておりません。なお、会派代表者会議というのは、今現在は2会派しかないもんですから、代表者会議ということで準会派の代表も入れて、議会運営で何かの問題が起きたときにはその方々からも参加をしていただく。現在は、鶴岡市においては2人会派は四つありますので。ただ、これは後で皆さんともあれなんですけれども、新しい議員が構成されたときに決めていく形になると思いますけれども、議会運営委員会も原則的には会派3人に1人を割り当てるということになっているもんですから、会派制を採るという申し合わせがそこにもあるのかなと思います。

現在の申し合わせ資料については、皆さんの議会に現在の鶴岡市議会の議会運営における申し合わせ事項については、議員必携に申し合わせ書いてありますので、後で送っていただければと思います。

なお、申し合わせ事項は、その都度問題が起きたとき、代表者会議を開催して検討

を加えて変えていくところは随時変えていくということで、申し合わせ事項というのは、議会と同じで生き物で、これで決まったということではなくて、その都度変わっていくというような状況になっています。

副部会長。

○**板垣隆一総務部会副部会長** 温海の議長さんからありました会派の関係ですけども、現在の鶴岡市の申し合わせ事項の中に会派についてというちゃんとした明記がないのです。今現在は、議会運営委員会の中に委員は3人以上の会派からと、こういう文言があって、それを鶴岡の議会では3人以上がまず一つの会派になるんだと、そういう解釈の下にやっています。そういった形でやっているものですから、新しい議会になったら、重要調整項目事項の006の会派及び政党構成の中に案を示しましたが、鶴岡市は3人以上を会派とするという文言をひとつ申し合わせ事項の中に加えていったらどうかという提案を今しているところでございます。

○**榎本政規委員長** 菅原委員。

○**菅原 元委員** 二つほどお聞きしますけども、7ページの016、政務調査費の関係ですけども、櫛引町の場合は議員個人に対して月額5,000円ということで決まっておりますけども、その中に政務調査費を求めない議員も複数あります。そういう関係で、例えば鶴岡市の場合はどうなっているのか、そういう議員もいるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

もう一点は、合併移行経費の関係で議会中継のシステムについてお伺いしますけども、今櫛引町では本会議、それと予算、決算の特別委員会を生中継で放映しております。それで、一般質問については夜再放送ということで、住民の皆様には議会の内容を逐次生で何とか知らせるということで、ケーブルテレビジョンの活用をしております。そういう関係でケーブルテレビが非常に住民からは、特に議会放送というのは非常に皆さんから楽しまれておまして、そういうさまざまな要求もあるようであります。それで、特に画像についてもそれぞれちょっとちらついたりしますと、即座にケーブルテレビジョンのほうに電話が来まして、今どうなっているのかなんていう話されておりますけども、櫛引町では画像も非常に鮮明でよいという評価を得ておりますし、このシステムでいきますとどのような状況になるのか、我々見たこともないものですから、鶴岡市の状況がどういう状況になるのか、その点まず初めに聞きたいと思えます。

○**榎本政規委員長** 分科会長。

○**山口 朗議会・監査分科会長** それでは、まず政務調査費でございますが、これはあくまで会派あるいは議員個人にかかわらず、申請に基づいて交付するものでございます。ただ、本市におきましては全会派から申請がございまして、全会派議員に交付しております。

それから、次の議会中継でありますけども、これは先ほど議会中継のご説明の中で

若干ご説明をさせていただきましたけども、これまで分科会の中で検討してまいった内容は当面現状を維持するというを基本に進めたいということで、今委員さんご質問のとおりどういう映像かということでありますので、実際に見ていただかないと、それは口ではちょっと説明しがたいわけですが、普通のテレビ画面で、本市の場合は部長級が本会議場に入りまして、課長級以下はここで控えるということで、ここで本会議場の映像を見るわけですけれども、あとそのほかに一般市民のための傍聴の補助的なものとして、4階ロビーの受付と1階のロビーに置いてあります。通常のテレビで皆さんご覧になっていただいております、特別見悪いとか、そういったことはありませんけれども、決して鮮明ないわゆる高画質のものではないということは確かかと思えます。ただ、今までそれで一応対応してきているという状況でございます。口ではちょっとあれですので、実際ご覧いただければなおよくわかるかと思えますが、一応そういうことで、特別クレームとか、今のところ一般市民の方、傍聴でテレビを見ていただいて、見づらいとか、そういったことはございませんでした。

○榎本政規委員長 菅原委員。

○菅原 元委員 それで、先ほど今回の経費ですけれども、4,000万くらいかけてやりたいという話されておりましたけども、どういうものを新たに整備していくのか、櫛引のケーブルテレビジョンに今までと同じような画像が放映されていくのかどうか、そこら辺のシステムと申しますか、そこら辺調べたものがあればお聞かせ願いたいと思えますけども、櫛引の町民はそういう割とレベルの高い画像を見ているもんですから、少しでも悪くなりますと非常にクレーム等が来ると思えますので、その辺ちょっと設置工事の内容についてお聞かせをしていただきたいと思えます。

○榎本政規委員長 分科会長。

○山口 朗議会・監査分科会長 内容と言いますか、その前に予算の面、経費の面であります、先ほどお話ししました4,000万円のうち、議会中継の関係は今のところ200万程度でございます。本庁から五つの支所に今現在鶴岡市で庁内に流しております映像と同じものを共通に配信をするということであります。ただ、実は櫛引町のほうからご説明を前にいただいた経緯がございますが、やはり現在の鶴岡のこれまで検討してきた映像につきましては、やはりケーブルテレビで実際に今配信されております映像と比較しますと、かなり画質が落ちると、あるいは映像を配信する際にいわゆるテレビ的な加工、例えば画像の下に答弁者とか、質問者の名前が入るとか、あるいは切り換え、こういったものもケーブルテレビの場合は専属のスタッフの方がいらっしゃるわけですから、そういう質の高い映像が送られると思えますけれども、そういったことは現在考えている設備、システムでは対応できないと。そういう意味では、ケーブルテレビさんと比べれば、いわゆる質的には落ちるということになるかと思えます。

○榎本政規委員長 実はケーブルテレビについては、本検討小委員会で検討する事項じ

ゃないと、合併協議会全体の中で将来ケーブルテレビをどうするのかということをやっぱりきちっと話し合いをして、なお首長さんの皆さんからも、あくまでも現在の配信サービス、多少画像は落ちるのかもしれませんが、それは最低限覚悟しなければならないわけですが、ただ合併するすべての町村がケーブルテレビの配信区域になっている現状じゃないもんですから、その辺も含めて将来どう検討するかは、また合併協議会とか別の場で、今これをやっていきますとどこまで行っても答えは出てこないと思いますので、その辺を考えながらご質問願います。

菅原委員。

○菅原 元委員 最後ですけども、朝日村も一緒にケーブルテレビで放映しようという動きもありますようですし、ぜひとも住民には映像の質を落とさないようなシステムをぜひお願いしたいということで申し添えて、一応質問を終わりたいと思います。

○榎本政規委員長 藤島、齋藤久委員。

○齋藤 久委員 私からも三つばかり質問させていただきます。

最初に、議場のハード関係のことですけれども、議員定数が増えることによって議席など改修をしなければならないわけですが、その際説明席あるいは発言席の整備の仕方ですけれども、いろいろな意見あるわけですが、発言席を説明員席に向かって対面方式でやったほうがいいという意見もあるかと思えます。藤島町は、傍聴席のほうに向けて発言席があるわけですけれども、その議場の整備にかかわると同時に、発言席もどちらを向いて新たにすべきなのか、この検討小委員会で協議をする必要がないのかどうか、それ1点と、それから014の議員報酬の関係ですけれども、この資料にもありますように首長が決定をするというようなことで、最終的には報酬等審議会などで決まるのだと思えますが、その報酬と同時に、私ども藤島町議会議員は期末手当ということで加算をされて、ほかの議会議員もそうだと思いますが、支給をされております。私たちの町は100分の40ですけれども、その額についても、議員自ら決定することも大切なかもしれませんが、外部からあり方について適正なご意見を聞く必要があるのではないかと思いますけれども、その辺どう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、最後に019ですけれども、事務局体制です。これも類似団体と比較しながら検討するようにこの資料にありますけれども、今議員発議あるいは議員自らが条例を制定するというようなことが、住民側に立った議会の活性化が叫ばれております。その際、町議会事務局体制も人員の関係があってその点大変厳しいところもあるわけですけれども、大きな市になるわけですので、その事務局体制をやっぱり強化していただきたいと。書記、あるいは条例制定をするための専門的な職員も増配というか、考えていただきたいと思えますけれども、その3点についてお答え願いたいと思えます。

○榎本政規委員長 分科会長。

○山口 朗議会・監査分科会長 それでは、3点であります、まず1点目、議場の関係で対面方式の検討をする必要があるのではないかとありますが、当然そういう検討は大事だというふうに思いますが、ただこの鶴岡の議場、本庁の議場で今度38名と。実は、本会議場は36名という形でこの建物ができておりまして、そこに2人分さらに追加をするということになりまして、議場そのものが非常に手狭、狭隘であります。そんな関係で、そういったいわゆる本当にハード的な工事が果たしてできるのかどうか、スペース的な問題が相当あるかと思しますので、現実的にはなかなか厳しいのではないかなというふうに思いますが、ただいづれにしろこれは今後検討されることかと思えます。ただ、議員定数が将来また減ることになるわけですから、当初4年間だけ38ということであるわけですので、その後の検討ということは十分考えられるかと思えます。

それから、議員報酬でありますけれども、議員報酬等ということで等には期末手当が入っているわけですが、この加算額については各市町村同率で恐らく1.4掛けておりますので、皆同じかと思えます。ですから、これについては我々事務局でどうのこうのという話でございませんで、やはり議員の皆さん方から、これは新市になってからの検討になるのかというふうに思いますが、事務局で原案を出すというようなものではないかというふうに思しますので、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

それから、事務局体制であります、鶴岡は現在正規職員が8名、臨時職員1名でやっております、実は全体の合併後の組織機構の体制の整備にかかわることで、その一環になるわけで、議会分野だけ何人というわけにはいかないわけですが、これまでいろいろ人事のヒアリングとかございまして、やはり議員定数が今現在鶴岡は28名ですけども、10名増えますので、最低限の増員はお願いしたいということは要望はしております。

以上です。

○櫻本政規委員長 進藤委員。

○進藤 篤委員 それでは、私から二つほどお伺いしたいと思いますけれども、一つは先ほどから話題になっておりますけれども、ハード関係のこの事業について4,000万を合併推進債でやるということなようですけれども、これは合併協議会で借金をするのか、あるいは各市町村分担してやるのか、どういう仕組みなんでしょうか。

それから、もう一点ですが、この今の調整項目リストの中に入ると思いますが、019の事務局の体制、それとも015-022、各種懇談会、ここに入るのかなと思ひながら質問しますが、私どもの朝日村でも議員やめた方の議員OB会というのがあるんです。その事務局を議会事務局が担当してやっているというようなことですが、今回こういうふうに合併になると、さてそれはどういうふうになるのかなというふうに思ひながら、OBの方々からもぜひ何とか窓口は議会の事務局の中でやるような方向で検討できないもんですかというようなこともありましたので、各町村どういうふうになっているかわかりませんが、ぜひそういう窓口は開いてほしいなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○榎本政規委員長 分科会長。

○山口 朗議会・監査分科会長 それでは、2点ございましたが、最初のハード関係の費用負担の関係は合併協議会の事務局のほうから答弁させますので、私は後のほうの議員OB会についてちょっと答弁させていただきます。

この件につきましては議会分科会でも実は話題になりまして、再度確認いたしましたら、6市町村の中で温海町では実施されていないということでありました。そういったことから、新市になってから全体でということは困難であろうというふうに思います。また、旧市町村単位で存続するというところにいたしましても、その運営の事務局、今お話ございましたが、やはり現在の中で調整方向を示すということは困難ではないか、新しい市に移行してから慎重に検討していただくものというふうに考えております。つけ加えまして、何らかの体制は考えてまいりたいということであります。

○榎本政規委員長 総務課長。

○石塚治人事務局総務課長 合併推進債でありますけれども、まず合併前の準備というふうなことで今回の議場の整備、その他電算の準備とか、そういったものでやっているものであります。推進債という名前でありますので、あくまでも発行するのは市町村ということになります。制度上市町村ということでもありますので、予定しておりますのは鶴岡市が起債を起こすということでもあります。ただ、合併推進債の条件としまして各市町村が負担するということになっておりますので、一定のルールに基づきまして各町村のほうからご負担をいただきながら、鶴岡市が起債を起こすということでございます。

○榎本政規委員長 進藤委員。

○進藤 篤委員 今の合併推進債は、鶴岡市で起こしながらも割り当てのある町村に負担を求めるといことですけれども、詳しいことわかりませんが、わずかの1か月、2か月の期間だと思えますけれども、何とか鶴岡市さんで全部肩がわりしてやるということとはできないもんですか。

○榎本政規委員長 総務課長。

○石塚治人事務局総務課長 これ国のほうの交付税バックもある起債であるわけでありましてけれども、そういった各市町村の負担を求めながらやるというのが起債が許可される条件でございますので、このところはちょっといたし方ないところでございます。

○榎本政規委員長 安野委員。

○安野良明委員 私も2点ほどちょっとお伺いしたいと思っておりますけれども、一つは先ほ

ど来いろいろ報酬等のこともありましたけども、費用弁償についてですけれども、新市になった場合でも現在の費用弁償、旅費相当分というふうな解釈しているのかどうか、その辺額的な問題もあると思いますけども、新たな考え方で費用弁償というものを見直しということも必要かと思われましてけれども、その辺どのようにお考えですかということと、それから附属機関や審議会等への委員選出、これも新しい議員体制になってからということですからけれども、我々の議会のほうではできるだけその辺を排除しながら、議会からはなるだけ参加しないような方向で一般市民が多く参加できるような体制を組もうということではありますけれども、いろいろな条例等、法令等で参加しなきゃいけない部分も中にはあるわけですけども、その辺の状況と新市になった場合どういう姿勢でやっていくのかというようなところはいかがでしょうか。

○榎本政規委員長 分科会長。

○山口 朗議会・監査分科会長 まず、費用弁償であります、先ほど冒頭の説明でありましたとおり根拠条例等調整結果に従うと、議会議員だけではないわけですので、全体の中での新市の旅費規程等に従うわけではありますが、他の町村も同じかと思いますが、現在鶴岡市では本会議、それから法で規定されております委員会の出席のみ対象にして支給をしておりますし、これについては見直しということであれば、それはそれでまたあるかと思いますが、これまでの検討の中ではそのような形でということですので、これに関しては特別また見直しとなれば新市でこれ見直しになるものだというふうに思います。現時点では、そういった話はございませんでした。

それから、審議会への委員の選出でありますけども、これについても本市議会におきまして何回か問題になりましたが、やはり法による規定があって出さなければならぬということがございまして、結局検討はしましたが今までどおりずっと来ているという現状でございます。ただ、これ新市になりましたら、またその委員会、審議会等も変わるものもあろうし、さらに増えることもあるのかもしれませんが、そういったものはやはり新しいものも含めて全体で、すべて何か新しい議会、新しい議会で大変恐縮ですけれども、そちらのほうでやっぱり検討されるものというふうに考えます。

○榎本政規委員長 安野委員。

○安野良明委員 新しい体制になってからということが大事だとは思いますが、その方向性みたいなものはこの中である程度出せるんじゃないかなと。こういうものは見直していくものは見直していく、現状をそのまま踏襲するようなものの中にはあると思いますけれども、その辺やはり新市になるということを大前提として、大いに見直しはやるというような方向で検討していただければ私はいいのかなと思いますけども、ひとつよろしく願います。

○榎本政規委員長 ただ今の件につきましては、鶴岡市議会の前議長の本城特別委員長さんもおりますけども、当局のほうにもできるだけ法令に基づかない審議会委員に対

しての議会からの選出は、極力控えてくださるようという申し入れはしているんですけど、いろんな法令あるいは規則に準じて出さなければならない委員については、これはやむを得ないところであります。全く鶴岡市議会も検討していないということでございますので、その辺は新市の中でも引き続き検討されていくもんだというふうに私は思っております。

なお、そういうのは逆に言えば、新しい議会のほうで議会としての申し合わせの事項としてこういうことだよということを当局に申し入れしていくことは、やぶさかでないなと思っておりますので。

ほかにご意見、ご質問等。

○榎本政規委員長 それでは、ご意見、ご質問等ないようでありますので、おおむね事務局からの提案についてはご了承いただけたのかなと思います。ただ、各委員さんから資料の請求とか、あるいは各市町村議会における特別委員会等々での検討もという話も出ておりますので、どのように取り計らいましょうか。一度各議会に持ち帰りしたほうがよろしいでしょうか、やっぱり各市町村議会の現在の議員さんに説明が必要なのかなと。ただ、説明して、今度皆さんが答弁しなければならない立場になるのかなと思いますけども、必要な資料については、どしどし鶴岡の議会事務局なり合併協議会事務局に請求いただければと思いますけれども、どのようにいたしましょうか。お持ち帰りいただきますか。

(「はい。」という声あり)

○榎本政規委員長 それでは、各議会に持ち帰っていただいて、ご検討いただきたい。また、各市町村議会における検討の結果についても集約をしていただければなど。また、わからないところがあったら、改めて鶴岡の議会事務局、あるいは議会分科会、そして合併協議会事務局に問い合わせを願えればなどと思います。

それでは、次回の本委員会の開催についてであります。おおむね1か月後ぐらい、できれば5月中下旬ごろに開催をしたいなと思っております。各町村の6月定例会のこともあるかと思っておりますので、協議会事務局から、あるいは私のほうの議会事務局から日程を調整させていただいて、次回を5月の下旬ごろに設定させていただきたいと思っておりますけれども、事務局、よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○榎本政規委員長 各議会のほうでもよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○榎本政規委員長 じゃ、各市町村議会の日程に合わせまして、5月の下旬を目途に次回委員会を開催してまいりたいと思います。

なお、重要項目以外、今費用弁償あるいは各種審議会等々、あるいはハードとかの

問題、報酬等の問題、議会事務局の体制、政務調査費、慶弔関係、もろもろのご意見、ご質問が出されたわけですが、事務レベルで調整可能なものについては、議会の関係例規と合わせて新市議会に申し送る原案として、検討作業は議会分科会に一任をしたいと思いますが、いかがでしょうか。すべて分科会で原案ができたものについては、本委員会に提案をしていただいて検討をしていただくと。その場で了承できるものであれば了承をしていただくという形の手順を取りたいと思いますので、ご一任を願いたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○榎本政規委員長 ご異議がないようでありますので、そのようにさせていただきます。

(2) その他

○榎本政規委員長 最後になりますが、すべてのことについて何かこの際だから、質問しておきたいということがあれば。

佐藤委員。

○佐藤甚一郎委員 事務局のほうにお聞きしたいのですが、新市の議会議員の選挙、選挙日、告示日、それらの見通しは今のところ立っておりますか。もし立っていなければ、それはいつごろ正確に発表と言いますか、なりますか。

○榎本政規委員長 合併協事務局次長。

○佐藤智志事務局次長 選挙の関係でございますけれども、これはご案内のとおり50日以内ということになっているわけでありまして、具体的に選挙の日程でありますとか、そういったことの手続に関しましては選挙管理委員会が取り扱うことになっておりますので、今回正式に合併の枠組みも法的な手続が全部済みしましたので、今後しかるべき時期に選挙管理委員会、これはどういう形になりますかわかりませんが、6市町村の選挙管理委員会のほうの会議が開催されていくのではないかと思いますので、そちらのほうから適切な対処と申しますか、日程等の設定もしていただけるものと思っておりますので、もうしばらく私どものほうでも選挙管理委員会の動向を見据えてまいりたいというふうに考えておりますので、その時点でまたお知らせをさせていただきますので、今回の時点ではご勘弁をよろしくお願いしたいと思います。

○榎本政規委員長 本間委員。

○本間義弥委員 その他のところで何でもいいですか。関係のあるところ。

○榎本政規委員長 はい。

○本間義弥委員 ちょっと要望あるわけなんですけど、全国森林環境・水源税創設促進議

員連盟というのがあるわけなんです、この枠組みの中でそこに入っておられるのが朝日のほうとうちのほうだけですので、新市になった場合、これらにぜひ加入をしていただきたいというような温海の特別委員会の皆さん方の意向でありました。そんなことで、各市町村ともこれらに向けて検討していただければ大変ありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**榎本政規委員長** 構成各市町村議会の議長さん、副議長さんおられますので、もしただ今のお話がありましたら、温海議会さんからその資料を各市町村議会のほうに送付をいただいて、検討していただくようにということしか私の立場から言えませんので、そのように取り計らいだけさせていただきます。

ほかに。

○**榎本政規委員長** ないようでありますので、事務局のほうからは何かありますか。
総務課長。

○**石塚治人事務局総務課長** 種々資料をお求めでございましたけれども、閉会後に慶甲の関係だけご用意できましたので、配付させていただきます。

○**榎本政規委員長** 分科会長。

○**山口 朗議会・監査分科会長** 先ほどご説明した常任委員会の関係で、第1委員会室、第2委員会室、それから議場のほうをこの後ご案内したいと思いますので、よろしくお願ひします。

(「テレビ。」という声あり)

○**山口 朗議会・監査分科会長** テレビのほうはちょっと間に合わないようですので、会場のほうだけひとつよろしくお願ひします。

それから、この特別委員会室ですが現在36人分ございます。今度2人増えて38人となるわけですけれども、窓側のこちらのほうの2段目、3段目になりますか、ちょっとはっきりあれですが、ここに2人分増やして38名分ということで考えております。

それでは、よろしくお願ひします。

○**榎本政規委員長** 閉会後に議場、委員会室等の見学、もし時間が許せばご覧願えればなと思ひます。

4 閉 会 (午後2時50分)

○**榎本政規委員長** 以上で南庄内合併協議会議会議員定数等検討小委員会を閉会します。ご苦勞様でした。